

青森県報

第四千二百四十二号

平成二十八年
十二月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	……………	(保健衛生課)	…	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定	……………	(同)	()	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	……………	(同)	()	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出	……………	(同)	()	二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し	……………	(同)	()	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	……………	(高齢福祉課)	()	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	(同)	()	三
保安林の指定施業要件の変更予定	……………	(林政課)	()	三
右 同	……………	(同)	()	三
道路の区域の変更	……………	(道路課)	()	四
都市計画の変更	……………	(都市計画課)	()	四
公 告	……………			
建設業者の許可の取消し	……………	(東青地域局)	()	五
右 同	……………	(同)	()	五
右 同	……………	(同)	()	五

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(三八地域局) …… 六

右 同……………(西北地域局) …… 六

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)の総数の三分の一の数……………(事務局) …… 六

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(同) …… 七

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則……………(新産業都市建設事業団) …… 九

告 示

青森県告示第八百七号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	リヴ調剤薬局三内店	所 在 地	青森市浪館前田三丁目二七の二五	指定 年月日	平成 二六・〇・三
いざわ薬局	むつ市桜木町一四の二			"	"
ふよう調剤薬局	三戸郡南部町大字苦米地字町中二二の二三			"	"
八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目四の五四メゾンビル一階			二六・二・三〇	
サワカミ薬局おいらせ青葉店	上北郡おいらせ町上久保六三の一八四			"	"

青森県告示第八百八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	いざわ薬局	所 在 地	むつ市桜木町一四の二	指 年月日	平成 二六・二・一
ふよう調剤薬局	三戸郡南部町大字苦米地字町中二二の二三			"	"
八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目一の七			二六・三・一	
サワカミ薬局おいらせ青葉店	上北郡おいらせ町上久保六三の一七			"	"

青森県告示第八百九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の氏名	遠山 茂	主として指定難病の診断を行う医療機関	弘前市大字城東中央三丁目四の〇	診療科	外科	指 年月日	平成 二六・三・七
難病指定	遠山 茂	城東クリック	弘前市大字城東中央三丁目四の〇	診療科	外科		

青森県告示第八百十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医の区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	変更年月日
変更前	難病指定医	大橋 正俊	一般財団法人双仁会青森厚生病院	婦人科	平成 二六・四・一
変更後	難病指定医	大橋 正俊	鳴海病院	婦人科	
			弘前市大字品川町一九	内科	

青森県告示第八百一十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科目	指定期限
内海 裕	内海 裕	八戸赤十字病院	呼吸器内科	平成二六・三・二四
	住所			
	八戸市大字田面木字中明戸二			

青森県告示第八百一十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業を行う事業所	指定期限
株式会社リブライズ	主たる事務所の所在地	名称	年月日
	八戸市大字妙字桶屋平九の六〇	所在地	
	介護の総合相談窓口	所在地	
		八戸市湊高台二丁目一の二二	平成二六・一・一

青森県告示第八百一十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期限
株式会社ブーケ	八戸市大字田面木字松長根三の二	介護予防通所介護	名称	年月日
			所在地	
			八戸市大字田面木字松長根三の二	平成二六・一・一

青森県告示第八百一十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二の三
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差一七一の二三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路の 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	県 道	越水木造線	つがる市木造福原種元一六の一から つがる市木造福原常盤一三九まで	後	前	六・四〇メートルから 八・〇〇メートルまで	七・三〇メートルから 一三・〇〇メートルまで	四一・〇〇メートル 四一・〇〇メートル	

青森県告示第八百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域

都市計画法道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び弘前市都市環境部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社コガワ
- 二 代表者の氏名 古川 俊逸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字片岡九の四三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一五一七六号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 五山建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 船橋 誠
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪打二丁目二の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第一〇〇七四〇号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 五山建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 船橋 誠
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪打二丁目二の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第一〇〇七四〇号
- 五 取消年月日 平成二十八年十二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、島守土地改良区から、次のとおり役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。）

平成二十八年十二月二十六日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	春日 孝臣	八戸市南郷大字島守字春日六の一	平成二六・二・八

土地改良区の役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三湖土地改良区から、次のとおり役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。）

平成二十八年十二月二十六日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監事	奈良 正勝	五所川原市太田山の井一七四	平成二六・三・一

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第九十九号

平成二十八年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、七三三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四、九五二人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 七、一一二人
 - 西津軽郡選挙区 五、七八八人
 - 南津軽郡選挙区 六、七〇二人
 - 北津軽郡選挙区 七、九八〇人
 - 上北郡選挙区 二八、三七六人
 - 三戸郡選挙区 二〇、四六九人
 - 青森市選挙区 八二、七三一人
 - 弘前市選挙区 五〇、六九三人
 - 八戸市選挙区 六六、〇五六人
 - 黒石市選挙区 九、九三九人
 - 五所川原市選挙区 一九、八二二人
 - 十和田市選挙区 一七、八四八人

三沢市選挙区 一、〇七一 人
 むつ市選挙区 二、八九八 人
 つがる市選挙区 九、八五三 人
 平川市選挙区 二、二一五 人

青森県選挙管理委員会告示第百号

平成二十八年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八八三 人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、三三八 人

青森県選挙管理委員会告示第百一号

平成二十八年十一月二十五日青森県選挙管理委員会告示第九十二号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成27年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党青森県第三選挙区支部の項中

62,212,359	62,512,359
24,360,040	24,360,040
37,852,319	38,152,319
36,752,883	36,752,883
20,700,000	21,000,000

220,000	220,000
14,060,000	14,060,000
6,420,000	6,720,000
20,700,000	21,000,000
649,000	649,000

を に訂正する。

3,319	3,319
15,792,404	15,792,404
210,625	210,625
703,144	703,144
658,219	658,219
17,364,392	17,364,392

450,586	450,586
12,960	12,960

18,914,145	18,914,145
10,800	10,800
19,388,491	19,388,491

政治団体の収支報告書の要旨の平成27年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党青森県八戸市第四支部の項中

1,087,460	1,587,460
77,460	77,460
1,010,000	1,510,000
1,036,683	1,036,683
1,010,000	1,010,000
60,000	60,000
950,000	950,000
1,010,000	1,010,000
500,000	500,000

政治団体の収支報告書の提出の平成27年分(一)政党の支部の(ア)本部又は支部から供与

自由民主党 青森県第三 選挙区支部	政治団体	大島理森後援会	4,000,000	八戸市
		青森県自動車整備 政治連盟	120,000	青森市
		日本薬剤師連盟	300,000	東京都
		大島理森政経会	2,000,000	東京都

自由民主党 青森第三 選挙区支部	政治団体	大島理森後援会	4,000,000	八戸市
		青森県自動車整備 政治連盟	120,000	青森市
		日本薬剤師連盟	600,000	東京都
		大島理森政経会	2,000,000	東京都

自由民主党 新郷村支部	政治団体	つしま孝将後援会	100,000	五戸町
		夏堀浩一後援会	60,000	南部町

自由民主党 新郷村支部	政治団体	夏堀浩一後援会	60,000	南部町
----------------	------	---------	--------	-----

政治団体の収支報告書の提出の平成27年分(一)政党の支部の(エ)本部又は支部から供与
された交付金に係る収入の表中

自由民主党 青森県八戸 市第五支部	政治団体	自由民主党青森県第三 選挙区支部	600,000
		自由民主党青森県八戸 市第六支部	600,000

自由民主党 青森県八戸 市第四支部	政治団体	自由民主党青森県第三 選挙区支部	600,000
		自由民主党青森県八戸 市第六支部	600,000

自由民主党 青森県八戸 市第六支部	政治団体	自由民主党青森県第三 選挙区支部	600,000
		自由民主党青森県八戸 市第六支部	600,000

自由民主党新郷村支部	自由民主党青森県第三 選挙区支部	400,000
------------	---------------------	---------

自由民主党新郷村支部	自由民主党青森県第三 選挙区支部	400,000
	自由民主党五戸町支部	100,000

自由民主党福地支部	自由民主党青森県第三 選挙区支部	600,000
-----------	---------------------	---------

自由民主党福地支部	自由民主党青森県三戸 郡第二支部	200,000
	自由民主党青森県第三 選挙区支部	400,000

雑 記

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十八年十二月二十六日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団規則第二〇号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則(昭和三十九年四月青森県新産業事業団規則第八号)
の一部を次のように改正する。

第二十條の二第二項第一号中「千円」を「百円」に改め、同項中第二号を削り、
第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別記第二の第三十四條第四項第一号中「1,000万円」を「100万円」に改め、同項中
第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

別記第二の第五十四條の次に次のように加える。

特記事項

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る第34条第1項の前払金で、同日までに払い出されたものについては、第36条の規定にかかわらず、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県新産業都市建設事業団財務規則第二十條の二第二項及び別表第二の規定は、この規則の施行日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭